

教育の質保証と 第三者評価について

川口 昭彦

大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授
専門職高等教育質保証機構 代表理事

2015.2.9

専修学校フォーラム2015

高等教育の質保証と第三者評価

2

- 高等教育およびその質保証への期待（国際的な流れ）
- 質保証（評価）文化の醸成・定着
- 保証すべき「質」とは？
- 専修学校の質保証の方向性
- まとめ

高等教育およびその質保証への期待

社会のパラダイム・シフトと知識基盤社会

高等教育の国際的な流れ

高等教育機関の責務

社会のパラダイム・シフト

4

- 学問や科学の進歩、先端化、細分化とサステイナブル社会 — 細分化した領域で産み出される知と社会が求める価値との乖離
- 予測困難な時代に向けて、新しい知に対する渴望
- 社会が人材に期待する資質・能力の変化（キャッチアップ型からフロントランナーへ）
- 生涯学習社会に対する国民の期待
- 職業教育に対する社会の期待

知識基盤社会(1999 ケルンサミット)

5

- 高度な知識技能を有する市民・労働者への需要
- 世界各国で知の創造と伝承の機関としての高等教育を重要視
- 世界各国(主として先進国)が高等教育改革を実行
- わが国においても教育改革が進行(ただし、大学改革が先行し、職業教育については遅れ気味)
- これらの教育改革に共通のキーワードは、第三者評価による「質保証」

高等教育の国際的な流れ

6

- 高等教育機関の「知の共同体」から「知の協働・経営体」へ
- 大衆化・ユニバーサル化そして流動化
- 国際的な高等教育機関間の競争 — 高等教育の国際化、グローバル化、ボーダレス化
- 教育パラダイムから学習パラダイム（「何を教えるか」から「何ができるようになるか」）へ
- 諸活動の「質保証（評価）」に対する社会的要請

質保証（評価）文化の醸成・定着

質保証（評価）文化とは

大学評価とは

大学評価（認証評価）の制度化

認証評価は機能している！

質保証（評価）文化とは

- 質保証（評価）情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- 質保証（評価）結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任（アカウンタビリティ）を確保することが、社会的な流れとなっている。
- 「評価」の主要目的は、「質保証」である。
- 質保証（評価）の考え方、内容、方法などは、社会的環境の変化とともに、「進化」しなければならない。

「評価」という言葉への誤解

- 「評価」という言葉がもつ幅広い意味の認識が必要
- 「大学評価」は、大学の「世間的な評判」、「ランキング」あるいは「格付け」であろうか？
- 「ランキング」は、ある大学の一部分を取り出して、数値化したもの

大学評価とは

10

- 入口と出口のところのみでの評価
 - ▣ 偏差値に代表される入学試験の難易度
 - ▣ 就職のランキング
- 何を教えるのか？教育の水準は？学習成果は？
(質の保証)
 - ▣ 在学中に得られる付加価値は？
 - ▣ どのような教育が行われ、その成果は？

大学評価の歴史的経過

- 大学設置基準の大綱化と大学自らによる自己点検・評価の努力義務(1991)
- 自己点検・評価の実施義務化、評価結果の公表義務化、外部評価の努力義務化(1998)
- 大学評価・学位授与機構の創設(2000)
- 学校教育法により認証評価(第三者評価)制度の導入(2003)
- 専門職大学院制度の発足(2003)

外部評価と第三者評価

- **外部評価**: 教育機関が学外の評価者を選定し、その評価者に依頼して行う評価。評価項目は、教育機関側が指定するのが普通である。(学校関係者評価)
- **第三者評価**: 評価対象となる教育機関とは別個の独立した第三者組織によって行われる評価。評価者・評価項目・評価方法などの選択を行うのは、評価対象となる教育機関ではなく、第三者組織となる。

第三者による大学評価制度

13

- 認証評価機関による定期的な評価の実施
 - ▣ 全学的な教育研究等の状況（機関別認証評価）
 - ▣ 専門職大学院の教育研究活動の状況（専門職大学院認証評価）
- 評価結果の当該大学への通知、公表、文部科学大臣への報告
- 認証評価機関の文部科学大臣による認証
- 認証評価機関に対する措置

認証評価

14

- 機関別認証評価
 - 機関全体(大学、短期大学、高等専門学校)が対象となる。
 - 7年ごとに評価を実施する。
 - 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- 専門職大学院認証評価
 - 専門職大学院が対象となる。
 - 5年ごとに評価を実施する。
 - 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- 認証評価以外の分野別評価:薬学教育、リハビリテーション教育、工学教育(JABEE)、医学教育

認証評価の目的

- 大学における教育研究などの諸活動の質を保証する。
- 大学における諸活動の質の改善・向上に資する。
- 大学における諸活動について社会的説明責任を果たす。
 - 第三者評価機関が果たすべき社会的説明責任：大学が実施している諸活動の質の現状分析と保証。
 - 大学自身が発信する情報だけでなく、第三者評価機関による評価結果も不可欠な情報である。

機関別認証評価の検証

16

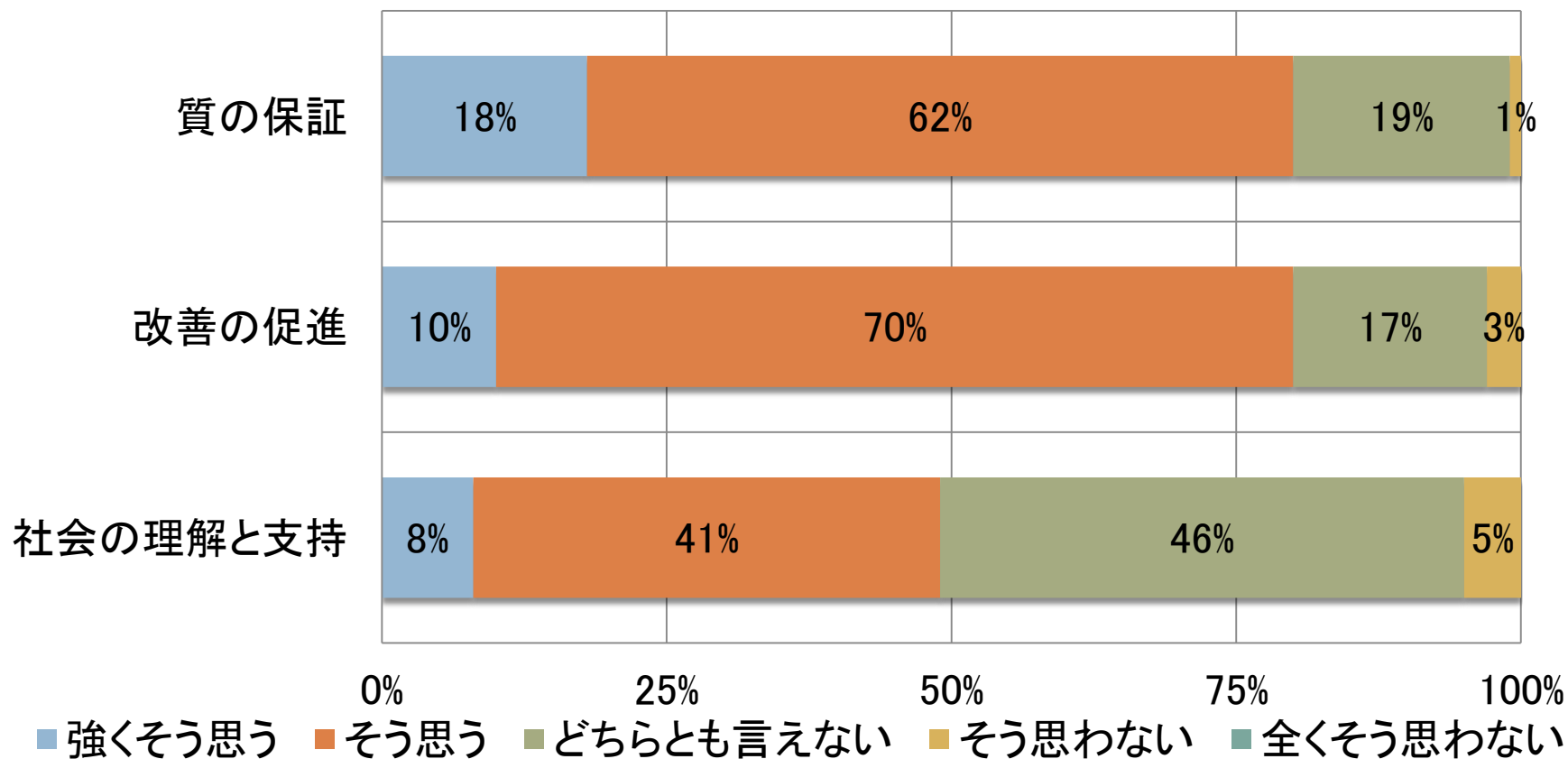
大学評価・学位授与機構では、平成17(2005)年度から平成23(2011)年度までの第1サイクルに実施した大学機関別認証評価について、アンケート調査と評価結果の両面から分析し、検証結果を報告書としてまとめた。

『進化する大学機関別認証評価 - 第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善 -』より抜粋

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/_icsFiles/afieldfile/2013/05/22/no6_12_soukatsu.daigaku.pdf

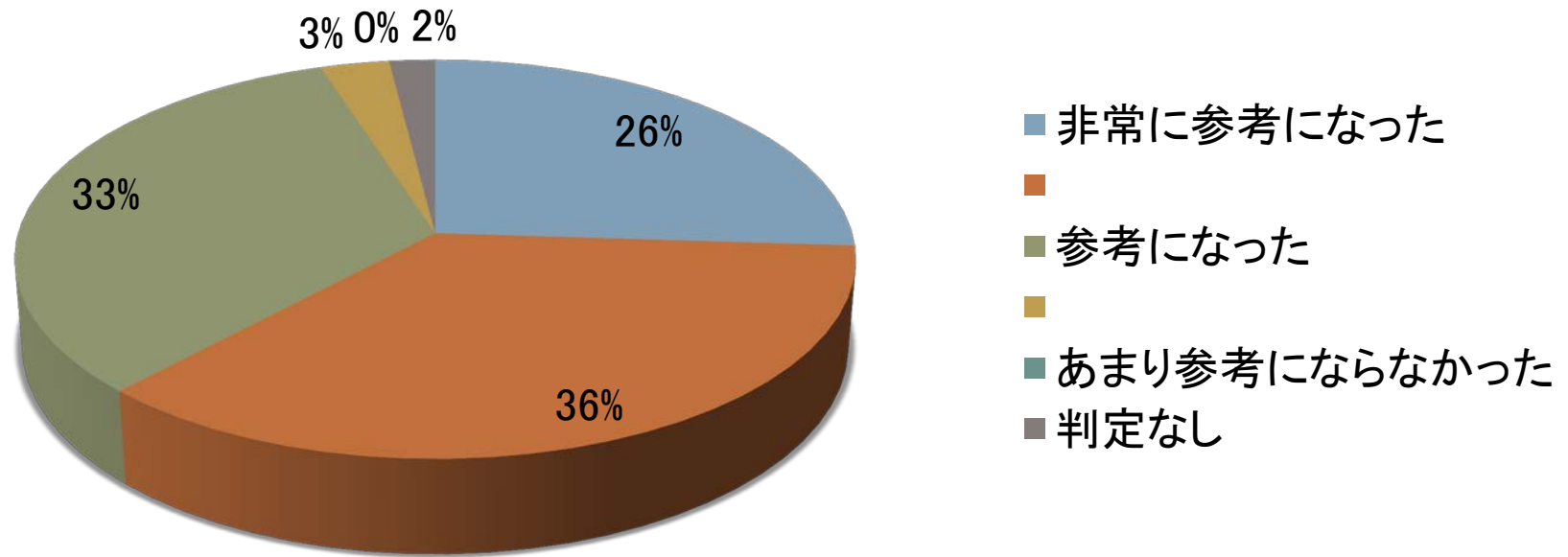
認証評価の目的達成状況

17



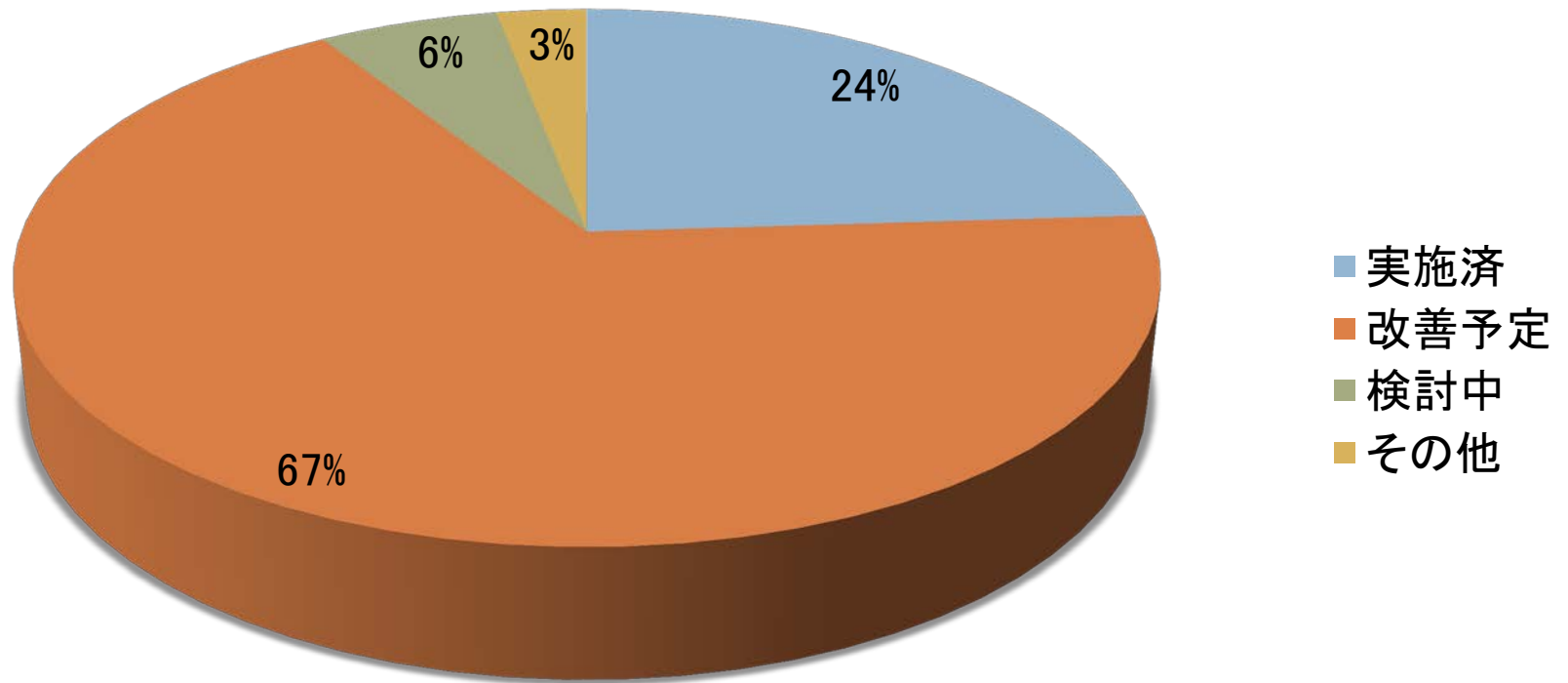
評価結果の活用(参考の程度)

18



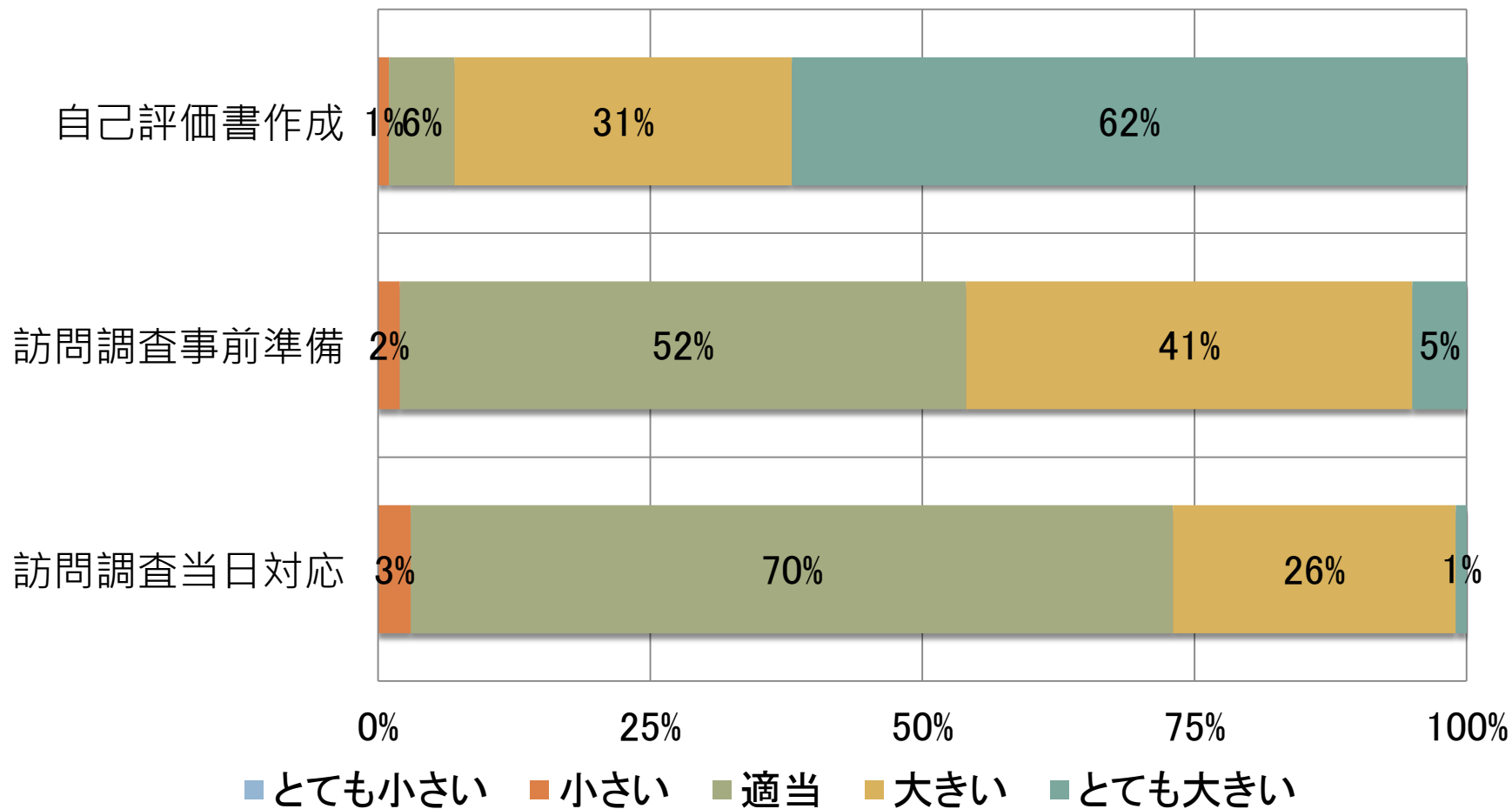
評価結果の活用（改善取組状況）

19



評価に費やした作業量

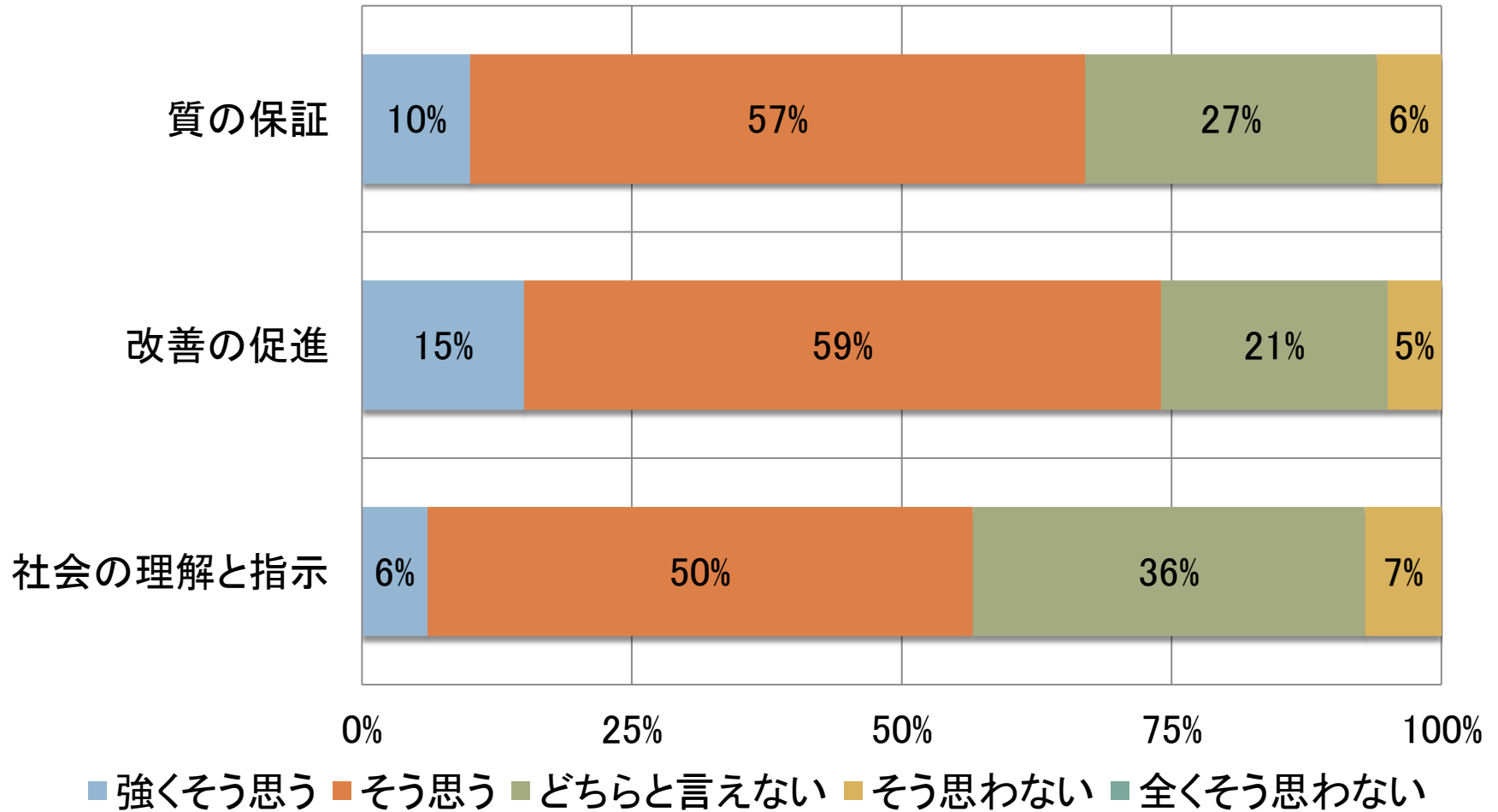
20



評価作業のコストパフォーマンス

(評価作業に費やした労力は認証評価の目的に見合うものであったか?)

21



認証評価の効果・影響

22

- 教育研究活動等について全般的に把握
- 教育研究活動等の今後の課題を把握
- 教育研究活動等の改善を促進
- 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上
- 将来計画の策定に役立つ

認証評価の課題

- アカウンタビリティ(社会に成果を示す)と改善(質の向上に反映させる)という機能の両立は難しい。
- インプットとプロセス(アクション)に関する基準が、学習に関するアウトプットの測定やアウトカムズの実績分析よりはるかに重要視されている。
- 最低基準の指標が、卓越性指向の基準より広く使用されている。

次元の異なる評価対象

	具体的内容
インプット (投入)	教育研究活動等を実施するために投入された財政的、人的、物的資源をさす。
アクション (活動)	教育研究活動等を実施するためのプロセスをさす。計画に基づいてインプットを動員して特定のアウトプットを産み出すために行われる行動や作業をさす。
アウトプット (結果)	インプットおよびアクションによって、大学(組織内)で産み出される結果をさす。
アウトカムズ (成果)	諸活動の対象者に対する効果や影響も含めた結果をさす。学生が実際に達成した内容、最終的に身につけたもの、刊行された論文の効果や影響などである。

保証すべき「質」とは？

「質」に関する理解

質保証するための視点

高等教育の質保証システム

「質」に関する理解

26

- 決まった基準で判定する質であり、多様性という考え方が入る余地は少ない。質とは、欠点がないこと (zero defects) を意味する (製造業)。
- 欠点を最小限にすることのみならず、顧客に不満がないという視点が入る。質とは、顧客満足 (consumer satisfaction) を意味する (サービス業)。
- 高等教育における質とは??

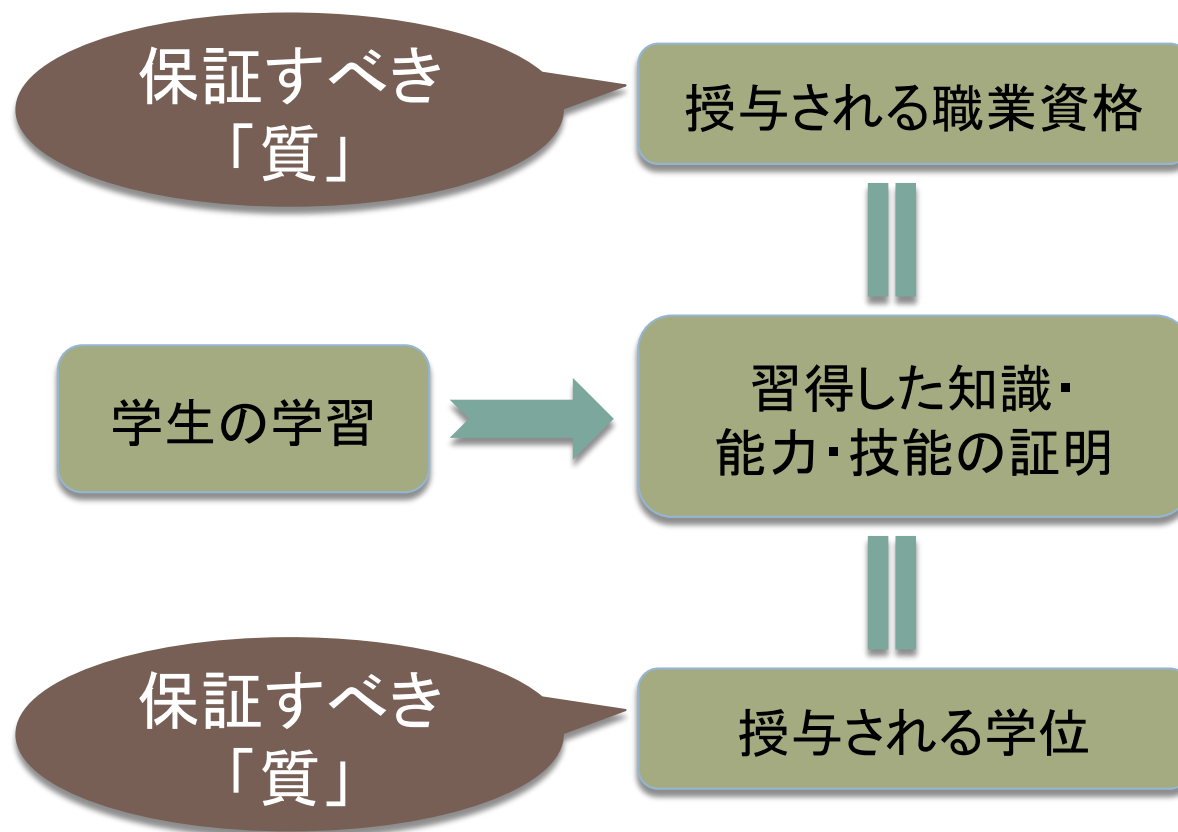
質保証するための視点

27

- 卓越性(高い水準の質)
- 基準に対する適合性
- 目的に対する適合性
- 機関の目標の達成度
- 関係者の満足度

保証すべきは職業資格・学位の質

28



高等教育の質保証システム

- **内部質保証**：第一義的に機関（組織）自身の責任である。外部評価（学校関係者評価）も含まれる。
- **第三者質保証**：設置基準、設置認可（事前規制、最低限の水準を保証・確保）、認証評価（事後チェック、適格認定と教育研究の質の向上を促進）
- 内部質保証は、各機関（組織）が独自の考え方に基づいて実施しても、社会から観て理解できないこともある。内部質保証にも、ある程度共通的な基準や指標が必要である。

高等教育のパラダイム・シフト

30

- 「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
- 「教員の視点に立った教育」から「学生の視点に立った学習」へ
- 「何を教えるか」より「何ができるようになるか」へ
- 「授業内容や教育方法の改善」から「学習の質が向上したか、学習成果があがっているか」へ
- いかに関学習成果を測定するか？ いかに関説明責任を果たすか？

学習成果とは？

31

- ある学習過程を終了した時に、どのような知識、技能そして能力を獲得することが期待できるかに関するステートメント（ECTS Users' Guide）
- 教育を語るための国際共通言語（あるいは国際共通通貨）

質保証の最重要課題は学習成果

- 教育 = 教授 (Teaching) + 学習 (Learning) であり、学生の学習成果 (Learning Outcomes) について社会に明示することが重要である。
- 期待される学習成果 (Expected Learning Outcomes) を明示する。
- その学習成果の達成状況 (Achieved Learning Outcomes) を定期的に分析する。
- その分析結果を社会に向けて発信するとともに質の改善・向上に資することが求められる。

専修学校の質保証の方向性

専修学校の学校評価とその歴史
専修学校に求められる質保証

教育の質保証

- 小学校・中学校・高等学校等では、学習指導要領等によって教育内容の一定の質が担保されている。
- 大学については、設置審査等でインプットやプロセスを明確に評価（事前規制）した上で、自律性と学問の自由の中で行う質保証（事後チェック）である。
- 専修学校は実践的な職業教育を目的とするものであり、職業に必要な能力、知識、技能、態度など（アウトカムズ）に係る質保証の視点を踏まえた評価が重要である。

専修学校の学校評価の歴史

35

- 自己点検評価・結果公表の努力義務(2002)
- 自己評価の実施、結果公表の義務化(2007)
- 学校関係者評価(保護者、地域住民等の学校関係者による評価)の努力義務(2007)
- 第三者評価の定義(学校評価ガイドライン[2010年改訂])
- 学校関係者評価が「職業実践専門課程」の認定要件(文部科学省、2014)

専修学校評価の三層構造

- **自己評価**:各学校の教職員が当該学校の理念、目的、目標に照らして自らの教育活動について行う評価
- **学校関係者評価**:生徒、卒業生、関係業界、専修学校関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁などの学校関係者により構成される評価委員会等が、自己評価の結果を基本として行う評価
- **第三者評価**:学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

専修学校に求められる質保証

- 養成しようとしている人材像、期待できる学習成果などを明示する。
- 目的・目標としている人材像や学習成果が、どの程度達成されているかを定期的に評価する。
- 学校の質を自ら保証する内部質保証システムを構築し、それを十分機能させる。
- 積極的な情報提供（評価結果も含む）を行う。
- 第三者質保証（評価）では、その内部質保証システムが機能し、質の改善・向上が絶えず図られていることを検証する。

専修学校の第三者質保証システム

- 専修学校設置基準および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
- 学校(あるいは課程)が目的・目標としている学習成果等が達成されているかどうかを評価する。
- 学校が機関内部の質保証体制を整備し、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。

まとめ

高等教育質保証が求められる背景
何のための学校評価か？
第三者評価機関の役割

高等教育質保証が求められる背景

40

- 高等教育の大衆化・ユニバーサル化
 - 高等教育を維持する費用の増大
 - 職業教育の重要性
 - 効率的配分、パフォーマンスによる資源等の配分
 - 評価に基づく資源等の配分
- 高等教育機関の質保証をめぐる国際的動向
 - WTOを中心とした消費者保護の動き
 - OECD/UNESCOでの国際的質保証の検討
 - 何らかの評価が必要

高等教育質保証が求められる背景

41

- 高等教育機関間の国際競争
 - 国の国際的競争力の向上
 - 学生の獲得競争、研究費の獲得競争
 - 質保証が必要
- 多様な教育プロバイダーとの競合
 - IT技術による遠隔授業（e-learningなど）
 - 学位や資格の取得
 - 既存の高等教育システムの破壊
 - 質保証が唯一の武器

何のための学校評価か？

- 学校における諸活動の質改善・向上 (Quality Enhancement) と質保証 (Quality Assurance) が目的である。
- 「評価」は、上記の目的を達成するために必要な手段である。評価そのものが目的化してはならない。
- 評価文化 (評価情報を自らの責任で価値づけ、次の活動を選択していく) の醸成・定着が必要である (川口昭彦、2006年)。

Quality Assurance

Trust and Recognition

43

□ Trust

- ▣ 信頼、信用：社会の信頼 (Public Trust)、相互の信頼 (Mutual Trust)
- ▣ (信頼により生じる) 責任、義務

□ Recognition

- ▣ (人・ものをそれだと) 認識、識別 ⇒ 個性化
- ▣ (業績などへの) 評価、称賛 ⇒ Evaluation
- ▣ (組織・文書などへの法的な) 承認、認可 ⇒ Accreditation

相互の信頼から社会の信頼へ

- 第三者質保証(評価)においては、学校と質保証(評価)機関の相互信頼(Mutual Trust)が、基本となる。
- 学校の自己点検・評価および学校関係者評価の積み上げを踏まえた第三者質保証(評価)でなければならない。
- 学校自らの「内部質保証」および第三者による「質保証」が、社会の信頼(Public Trust)につながる。
- 「質」の最も必要なものは、学修成果(学習者が身につけた能力、知識、技能、態度など)である。

第三者評価機関の役割

- 教育の質・水準についての最終的な責任は、専修学校が負っている。
- 第三者評価機関は、以下の取組を通じて、専修学校がその責任をどの程度満たしているかを評価し、報告するとともに、高等教育の質の継続的な管理・改善を奨励している。
 - 専修学校を対象とした第三者評価を実施すること。
 - 専修学校が期待事項を満たしているかどうか、また、どのように満たしているかについて報告書を公表すること。
 - 高等教育の質の維持・向上のための専門家による指針を提供すること。

参考文献・資料

- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学教育は国際競争に勝てるか？』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2010年5月：この単行本の中の「大学」は、ほとんど（現在あるいは近未来）「専修学校」と読み替えられる。
- 『進化する大学機関別認証評価－第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善－』独立行政法人 大学評価・学位授与機構ウェブサイト
- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学は世界で通用するか？』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2014年3月

ご清聴ありがとうございました。